

【いばらきコープ生活協同組合】

【公告】出資金規則、出資配当規則の新設に関して

2021年度より、いばらきコープ定款(※1)第14条(出資)、第17条(出資口数の減少)、第80条(出資額に応ずる割戻し)を補足する出資金規則(※2)、出資配当規則を新設することを公告いたします。

定款第14条では「1組合員の有することのできる出資口数の限度は、2000口とする。」と定めているため、出資限度口数2000口(100万円)を超過したものは「預り金」とし、出資配当の計算の対象外とします。2021年3月21日以降の出資金残高より適用となります。

何卒、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、対象となっている組合員の方の出資金残高はコープ組合員情報センターにて確認できますのでお申し付けください。

公告期間：2021年4月26日～5月25日

(※1) 定款とは、消費生活協同組合法に基づき、いばらきコープの運営や活動にかかわる大切な約束ごとを定めたものです。組合員の代表により毎年開催される総代会の決議を受けて、改廃を行うことができます。

(※2) 規則とは、定款に基づき、事業執行上とくに重要な事項について定めたもので、毎月開催される理事会の決議を受けて、新設・改廃を行うことができます。

【コープデリ宅配】

- ・土浦センター ・藤代センター ・つくばセンター ・ひたちなかセンター
- ・水戸センター ・鹿嶋センター ・三和センター ・笠間センター
- ・十王センター ・千代川センター ・常陸太田センター
- ・鉾田センター ・守谷センター

【店舗】

- ・コープ水戸店 ・コープひたちなか店 ・コープつちうら店 ・コープうしく店

《お問い合わせ先》

コープデリ 組合員情報センター
出資金に関するお問合せ係

TEL 0120-677-300 (9時～18時 日曜休み)

出資金規則

(総則)

第1条 この規則は、いばらきコープ生活協同組合（以下「生協」といいます。）の出資金の取り扱いについて定めるものです。

(加入)

第2条 生協の組合員になろうとするものは、生協の加入申込書に所定の項目を記載し、出資金を添えて手続きを行います。ただし、加入申込書の生協指定ウェブサイトへの提出および出資金のインターネットバンキング・コンビニエンスストア振込・クレジットカード決済による支払いもできるものとします。

(組合員証)

第3条 生協は、第2条における手続き終了を受けて、「組合員証」を発行し組合員へ渡します。

- 2 組合員は、「組合員証」の内容に変更事項が生じた場合はただちに所定の書面により届け出をすることとします。生協は、必要事項を変更した「組合員証」を再発行します。
- 3 組合員は、「組合員証」を紛失した場合ただちに所定の書面により生協に届け出ることとします。生協は本人確認をした後、「組合員証」を再発行します。
- 4 組合員が生協を脱退する場合は、「組合員証」を返却することとします。

(出資金)

第4条 加入手続きには、出資1口500円以上の払込みを必要とします。

- 2 出資金の500円未満の端数部分については、預り金処理とします。
- 3 定款第14条2項に定めた上限を超える部分については、預り金処理とします。

(増資)

第5条 組合員は、積立増資、OCR注文書増資、現金増資、ポイント増資およびその他の方法により増資することができるものとします。ただし、増資により出資口数が定款第14条2項に定めた限度額を超える場合は申込みを無効とします。

- 2 積立増資、OCR注文書増資、現金増資は1口500円単位とします。
- 3 積立増資は、毎月生協登録口座からの引き落としとします。増資金額、回数、期間は選択できるものとします。引き落とし日は、生協利用代金引落日とします。
- 4 生協は、事業計画や財政状態を鑑み、必要な場合は組合員に増資を依頼する場合があります。
- 5 出資配当金は、総代会承認後出資金に振り替えることとします。

(減資)

第6条 組合員は出資金の一部を払戻しして減資することができます。

- 2 減資の申込みは、毎年11月21日から12月20日までに所定の書面により店舗・宅配センターに対して行うものとします。生協はその申込みを受けて、当該事業年度の終わりに生協登録口座もしくは指定口座（組合員本人名義）に振込みを行うものとします。
- 3 減資にあたり生協は、平均利用高を目安として出資金を残していただくようお願いするものとします。
- 4 出資金が定款第14条2項の出資金限度額を超えたことにより申し込まれる減資は、本条2項の期間以外でも受け付けます。

(預り金の払戻し)

第7条 組合員は、定款の上限を超えた預り金を払戻すことができます。

- 2 定款の上限を超えた預り金の払戻しは、随時所定の書面等により生協に対して行うものとします。生協はその申込みを受けて、生協の指定日に組合員の登録口座もしくは指定口座（組合員本人名義）への振込みによって行うことを基本とします。

(脱退時の出資金の扱い)

第8条 生協を脱退する場合は、生協の脱退申込書に所定の項目を記載し「組合員証」を添えて申込みを行います。

- 2 脱退の申込みは、組合員本人が行うことを基本とし、何らかの事情でやむを得ない場合は、委任状により手続きができるものとします。
- 3 出資金の払戻しは、生協の指定日に組合員の登録口座もしくは指定口座（組合員本人名義）への振込みによって行うことを基本とします。
- 4 残存債務のある組合員は、残存債務全額を支払い後脱退手続きを行うこととします。ただし、残存債務が出資金額より少ない場合は、脱退時に払込済出資額により残存債務と相殺することも可能とします。

(組合員の管理)

第9条 生協は加入申込書および諸変更手続きを基にして、毎年度末時点の組合員台帳を作成し組合員管理を行います。

- 2 年1回、出資金残高のお知らせを作成し、組合員へ配付します。

(譲渡等の禁止)

第10条 組合員は組合員証を他人に譲渡または質入してはなりません。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会が行います。

(施行)

第12条 この規則は、2021年6月17日に制定し、同日より施行します。

2021年6月17日 制定
同日 施行

出資配当規則

(総則)

第1条 定款に基づく出資額に応じた剰余金の割戻し(出資配当)の手続きはこの規則によって行います。

(対象となる組合員)

第2条 出資配当は、剰余金の処分を決める総代会の開催日に在籍した組合員を対象とします。

(平均出資額)

第3条 出資配当は、当該年度の平均出資額に応じて行います。

2 平均出資額は、日々の出資金残高を合計し、365(うるう年は366)で割った金額とします。ただし、定款で定めた出資金の1口500円未満の端数金額については預り金として扱い、平均出資額の計算から除きます。

3 また、定款第14条2項に定めた上限を超える部分は平均出資額の計算から除きます

(配当率)

第4条 出資配当の率は、当該年度の剰余金処分の一環として、定款に定める範囲内で、総代会で決定します。

(所得税の源泉徴収)

第5条 配当金に対する所定の所得税を源泉徴収します。

(端数処理)

第6条 定款により、配当金の1円未満の端数は切り捨てとします。

(出資振替)

第7条 配当金は、そのつど総代会の決定によって、総代会の当日日付で全額を各自の出資金に振り替えます。

(通知)

第8条 配当金額は、出資配当金のお知らせとして、郵送その他の方法によって通知します。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会が行います。

(施行)

第10条 この規則は、2021年3月21日に制定し、2021年6月17日より施行します。